

議第 195 号 呉市港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉中央棧橋ターミナルに旅客乗降用固定施設（バリアフリータラップ）を設置するため、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の背景及び内容

呉中央棧橋ターミナルは、複数の定期航路を有する呉港の最重要海上交通拠点であり、特に、広島～呉～松山フェリー航路は広域的な観光・商業の観点から非常に重要な航路です。

現在、広島～呉～松山フェリー航路は全ての船舶において、船内のバリアフリー化が完了していますが、航路事業者から、岸壁側（陸上部）のバリアフリー化を要望されています。

また、「呉市バリアフリー基本計画」（令和4年12月策定）においても、呉中央棧橋ターミナルのバリアフリー化は、重点整備地区内における公共交通特定事業と位置付けられ、その実施が急務とされています。

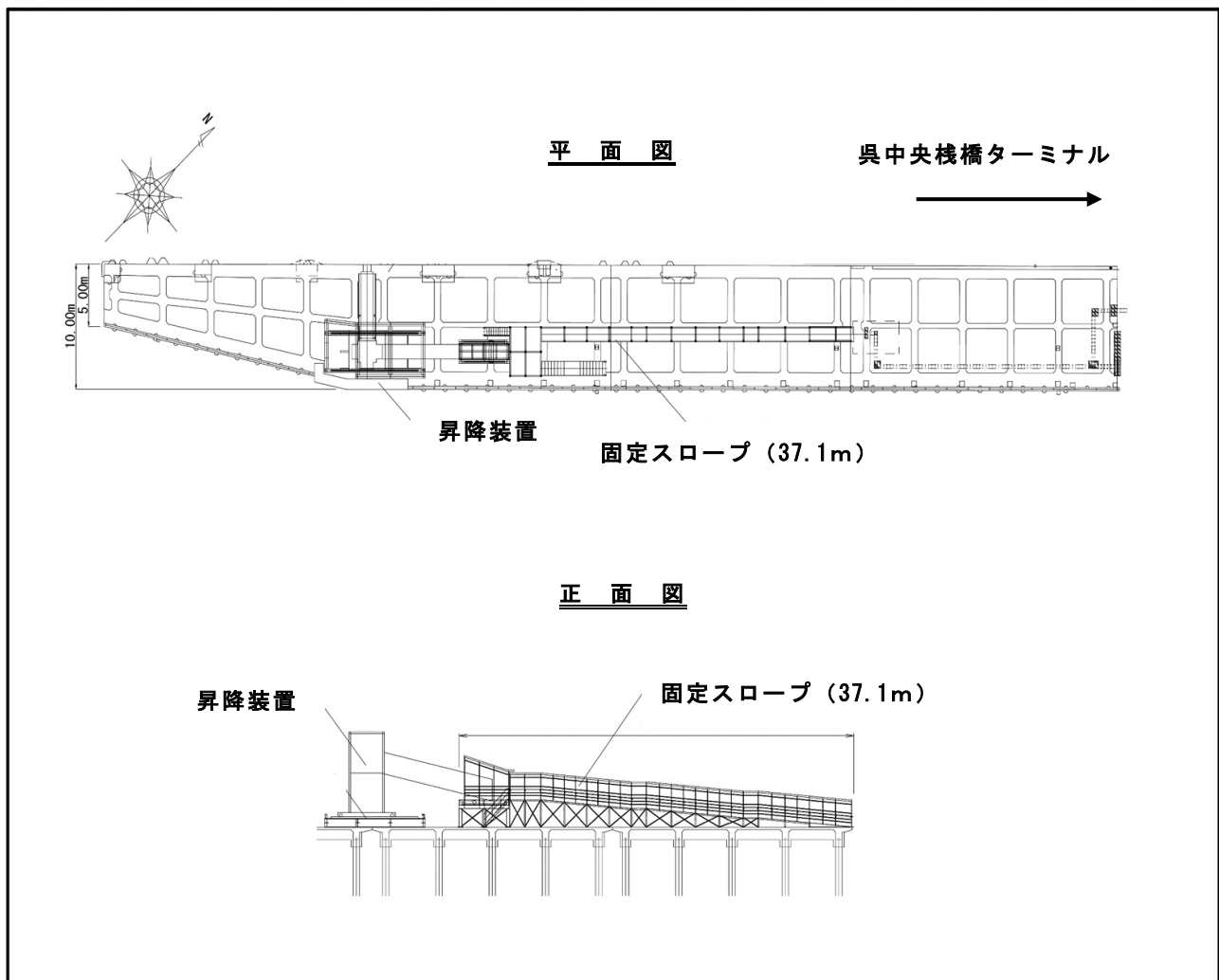
これらのことから、利用者のニーズに応え、機能強化を図ることで、全ての利用者に対する施設サービスを充実させるとともに、呉市の海の玄関口にふさわしい、安全で快適な利用ができる施設となるよう、呉中央棧橋ターミナルに旅客乗降用固定施設（バリアフリータラップ）を整備します。

なお、旅客乗降用固定施設（バリアフリータラップ）の使用料は、使用1回につき830円とし、航路事業者が負担します。

3 位置図



4 構造図



5 施行期日

令和7年4月1日（付則第2項の規定については，公布の日）